

平成23年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について

平成24年3月31日現在

事業者名	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅			全駅		
	駅数 A	段差が解消されている駅		駅数	段差が解消されている駅	
		B	B/A * 100		うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅 C/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅
JR北海道	45	36 (80%)	33 (73%)	465	43	40
JR東日本	551	461 (84%)	452 (82%)	1,676	640	623
JR東海	107	85 (79%)	80 (75%)	400	194	113
JR西日本	371	310 (84%)	283 (76%)	1,221	563	423
JR四国	12	10 (83%)	8 (67%)	259	149	43
JR九州	110	83 (75%)	83 (75%)	564	166	142
<b>JR旅客会社6社 小計</b>	<b>1,196</b>	<b>985 (82%)</b>	<b>939 (79%)</b>	<b>4,585</b>	<b>1,755</b>	<b>1,384</b>
東武鉄道	124	113 (91%)	110 (89%)	196	125	115
西武鉄道	82	78 (95%)	77 (94%)	91	82	80
京成電鉄	58	49 (84%)	49 (84%)	65	50	50
京王電鉄	67	67 (100%)	67 (100%)	68	68	68
小田急電鉄	69	69 (100%)	69 (100%)	70	70	70
東京急行電鉄	87	86 (99%)	86 (99%)	88	87	87
京浜急行電鉄	72	71 (99%)	71 (99%)	72	71	71
相模鉄道	23	23 (100%)	23 (100%)	24	24	24
名古屋鉄道	132	121 (92%)	97 (73%)	272	236	185
近畿日本鉄道	159	148 (93%)	107 (67%)	292	244	128
南海電気鉄道	60	48 (80%)	46 (77%)	99	59	51
京阪電気鉄道	63	59 (94%)	57 (90%)	88	74	61
阪急電鉄	86	83 (97%)	73 (85%)	86	83	73
阪神電気鉄道	46	40 (87%)	38 (83%)	49	42	38
西日本鉄道	30	25 (83%)	22 (73%)	72	57	26
<b>大手民鉄15社 小計</b>	<b>1,158</b>	<b>1,080 (93%)</b>	<b>992 (86%)</b>	<b>1,632</b>	<b>1,372</b>	<b>1,127</b>
東京地下鉄	137	102 (74%)	93 (68%)	137	102	93
札幌市交通局	46	46 (100%)	43 (93%)	46	46	43
仙台市交通局	17	17 (100%)	17 (100%)	17	17	17
東京都交通局	98	89 (91%)	48 (49%)	98	89	48
横浜市交通局	40	40 (100%)	40 (100%)	40	40	40
名古屋市交通局	85	85 (100%)	81 (95%)	85	85	81
京都市交通局	31	31 (100%)	31 (100%)	31	31	31
大阪市交通局	100	100 (100%)	100 (100%)	100	100	100
神戸市交通局	23	23 (100%)	17 (74%)	25	25	19
福岡市交通局	33	33 (100%)	33 (100%)	35	35	35
<b>地下鉄10社局 小計</b>	<b>610</b>	<b>566 (93%)</b>	<b>503 (82%)</b>	<b>614</b>	<b>570</b>	<b>507</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>2,964</b>	<b>2,631 (89%)</b>	<b>2,434 (82%)</b>	<b>6,831</b>	<b>3,697</b>	<b>3,018</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>478</b>	<b>443 (93%)</b>	<b>354 (74%)</b>	<b>2,671</b>	<b>1,497</b>	<b>920</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>3,442</b>	<b>3,074 (89%)</b>	<b>2,788 (81%)</b>	<b>9,502</b>	<b>5,194</b>	<b>3,938</b>

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

- 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。
- 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。
- 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
- 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
- ()内は、3千人以上の駅に対する割合(%)を示している。